

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月27日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

条文 別紙のとおり

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成31年3月27日

規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に、「おいて職員に勤務することを」を「勤務すること（以下「時間外勤務」という。）を職員に」に、同条第2項中「第7条ただし書」を「第7条第1項ただし書」に、「条例第7条に規定する勤務」を「時間外勤務」に改める。

第5条の2第1項中「2月後」を「2か月後」に改め、同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第5条の2 任命権者が、時間外勤務を命ずることができる時間は、限度時間を超えない時間に限る。

2 前項の限度時間は、1か月について45時間及び1年について360時間とする。

3 任命権者は、大規模な災害その他の避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に、前項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる。この場合において、任命権者は、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後において検証を行うものとする。

4 任命権者は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。